

弘前大学 国際連携本部からのお知らせです

この夏休みに海外に渡航した学生
これから海外に渡航する予定がある学生 注目！



「海外渡航届」の提出 忘れていませんか？

届け出を
忘れた場合

学生が家族に行き先をきちんと伝えておらず、連絡が取れず不安になった保護者が大学に連絡をする…
→大学も行き先を把握できないので、助けようがない…
(実例)

海外で深刻な事件・災害・事故が発生しても、海外渡航届を提出していない場合、事件発生地に本学の学生が滞在していることを大学が把握できないため、迅速な安否確認・その後の対応が困難になる…
※学生本人の被害が拡大するおそれがある

渡航形態(例:留学, ボランティア, インターンシップ, 旅行など), 渡航手続き方法(例:国際連携本部を通して, 大学生協を通して, 旅行・留学エージェントを通してなど)に関わらず, 海外へ渡航する場合には, クラス担任に報告の上, 自分の所属する学部・研究科の教務(学務)担当に出国の5日前までに提出する必要があります。

用紙は各学部・研究科の教務(学務)担当窓口で配布しています。
「自分の身は自分で守る」という意識で, 責任を持って届け出をしましょう!